

「マレーシア：上場企業のブミプトラ規制を緩和」

三菱東京UFJ銀行
国際企画部CIBグループ

ナジブ首相は、上場企業の株式のうち30%以上をブミプトラ（※）が保有する必要があるとしている現在の規制を緩和することを発表しました。4月に発表された「サービス産業27分野の自由化」に続く自由化の動きです。

※ブミプトラ…ブミプトラはマレー語で「土地の子」を意味します。華人系・インド系住民を除くマレー系等のほとんどの国民がブミプトラに区分されます。

ナジブ首相は、6月30日に開幕した「インベスト・マレーシア会議2009」で演説し、マレーシアの証券市場をより魅力的にするための規制緩和を発表した。

ナジブ首相は、首相に就任した直後の4月22日に「サービス産業27分野の自由化」を発表している。首相は「マレーシアは成功し中所得国になった。ここで高所得国に向けて（考え方を）シフトしないと、成長の勢いを失うリスクがある」として今回、規制をさらに緩和し、経済成長加速のための戦略を打ち出した。

今回発表された規制緩和の要点は以下の通り。

1. 外国投資委員会（FIC = Foreign Investment Committee）のガイドラインの見直し

株式の買収、合併に関するガイドラインを廃止する。これにより、FICによる株式買収についての審査が不要になる。但し、戦略分野[エネルギー、自動車、水、通信等]は対象外とする。

2. 上場企業の資金調達を容易にする

マレーシアを企業の上場する国として魅力的にするために、上場企業の資金調達を容易にする。これまで「資本の30%はブミプトラが保有する」という条件があったが、これを廃止する。なお、増資額の25%を公募し、うち半分はブミプトラが保有するという証券取引所のルールは継続する。

但し、新規上場するマレーシア企業については、公開株の50%をブミプトラに割り当てる必要がある。

3. ファンド・マネジメント会社への外資出資規制の緩和

(1) ホールセール分野のファンド・マネジメント会社への外資の100%出資を認める。

(2) リテール分野の投資信託マネジメント会社への外資出資比率の上限を49%から70%に引き上げる。

4. 証券会社への外資出資規制の緩和

証券会社への外資出資比率の上限を、49%から 70%に引き上げる。

以 上

《参考サイト》マレーシア政府首相府

http://www.pmo.gov.my/?menu=speech&news_id=146&page=1676&speech_cat=2#

《関連レポート》

AREA Report 197 「マレーシア：サービス産業 27 分野を自由化」

本レポートに関するお問い合わせ先
国際企画部 C I B グループ 北村広明
E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp
TEL: (東京)03-3240-7864

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。